

## 平成 29 年度第 1 回佐倉市行政評価懇話会

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 28 日（金）13 時～15 時 30 分
- 2 会 場 佐倉市役所 3 階 会議室
- 3 内 容  
議 事
  - ① 平成 28 年度行政評価に関する意見書への対応状況について
  - ② 平成29年度評価対象の選択について
  - ③ スケジュール
- 4 その他
  - (1) 事務連絡等（事務局）

---

### 資料

- ・資料 1 委員名簿
  - ・資料 2 平成 28 年度行政評価に関する意見書への対応状況について
  - ・資料 3 部局との意見交換について
  - ・資料 4 第 4 次総合計画後期基本計画 施策体系表
  - ・資料 5 重点施策一覧
  - ・資料 6 平成 29 年度行政評価懇話会スケジュール（案）
- 
- ・実施計画書（平成 29 年度～平成 31 年度）
  - ・行政評価に関する意見書（H28）
  - ・行政評価要綱
  - ・行政評価懇話会要綱

佐倉市行政評価懇話会委員

【資料1】

任期 平成28年7月1日～平成30年6月30日

定数 7名

(五十音順、敬称略)

No.	委員	氏名(敬称略)	経歴等	任期	備考(専攻他)
1		ウダガワ テルミツ 宇田川 光三	大名宿町内会長 佐倉市市民協働推進委員 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員	継続 H24.6～	市民協働分野
2		オノ フサコ 小野 房子	明るい選挙推進委員 元スポーツ推進委員 元民生委員・児童委員	継続 H28.7～	公募による市民
3		サカグチ ヨシカズ 坂口 嘉一	元産業振興推進会議委員 元地方創生総合戦略策定懇話会委員 地域公共交通会議委員	継続 H28.7～	公募による市民
4		ハヤシ ナツ子 林 奈生子	法政大学大学院公共政策研究科兼任講師	継続 H26.6～	公共政策
5	委員長	ムトウ ヒロミ 武藤 博己	法政大学大学院 公共政策研究科教授 日本行政学会顧問	継続 H21.4～	行政学・地方自治 ・政策研究
6	副委員長	メ 目等 ヨウジ 目等 洋二	元市川市代表監査委員 元財団法人 市川市文化振興財団評議員 本町第二町内会会長	継続 H20.4～	元行政職員
7		ヨシムラ マコ 吉村 真理子	千葉敬愛短期大学現代こども学科 教授	継続 H24.6～	発達心理学 教育相談

意見No.	章	施策	基本施策	まひ基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
0-1	6	1情報発信の拡大に努めます 2市政情報の提供に努めます 3統計情報の正確性の確保 4市民意見の市政への反映に努めます	誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	2	情報発信の徹底～周知方法の工夫～ ・伝わる情報発信 ・プロデュース方法の総点検	4	今年度、2つのテーマから選択した5つの施策評価、また「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業及び施策評価における共通課題として、情報発信の不足があげられます。各項目でも述べていますが、事業の成果を求めるのであれば、実施して終わる活動指標にとどまらず、それぞれの目的に照らし「誰に、どのようにして伝えるか」を検討する必要があります。 担当所属で努力することはもちろんですが、PRに長けた職員や専門家による見直しなどにより、総合的にプロデュースすることが重要です。重要施策はシティプロモーションなどの視点から、PR方法の総点検を行ってはいかがでしょうか。	シティプロモーション事業	企画政策課シティプロモーション担当	-	現在、民間のプレスリリース配信サービスを利用し、Webメディアなど300社に向けて、佐倉市のイベント情報や政策情報を配信しており、その際、シティプロモーション担当において、外部に魅力的な記事となるよう再編集して配信しています。 また、シティプロモーション戦略の策定支援を民間事業者に委託して進めており、市の職員に対しスタッフプライドを醸成する研修を行い、シティプロモーションに対する組織的な意識改革とスキルの向上を図ります。
0-2	6	1情報発信の拡大に努めます 2市政情報の提供に努めます 3統計情報の正確性の確保 5市民意見の市政への反映に努めます	誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	2	情報発信の徹底～周知方法の工夫～ ・インパクトのある紙面づくり ・市民との往復書簡 ・広報紙の配布方法の工夫	4	市の発行する広報紙は、市民とメッセージを伝えあうための重要な手段です。この観点からみれば、佐倉市の広報紙は大変充実し、内容も素晴らしいものです。今後更に、見逃せないという印象を与えるインパクトのある紙面デザインなどの工夫、以前も提案しましたが、市民との往復書簡の形式（質問を投げ、回答を掲載する）での紙面づくりなど、よりいっそう市民の関心を高める工夫をしてください。 *（No.1-3）また市は広報掲載情報を全市民に届けるよう努めるべきです。新聞折込による配布方法を取っていますが、新聞購読世帯数が減少し、約二割の市民に届いていない現状を踏まえ、広報紙の配信アプリなどの普及率が向上するまでの間、予算を投じて駅や商業施設、民間幼稚園など関連施設等への配架など、手に取ってもらえる工夫が必要と考えます。	広報等発行事業	広報課	-	<現状> 【「市民との往復書簡の形式」について】 ・「市民との往復書簡の形式」については、行政ページにおいて、不定期ではありますが、市民の声に多く寄せられた要望（道路等）等と、市の対応について、掲載しています。 【広報の配布の充実について】 ・現在、市民の方への広報紙の配布は、新聞折り込みとのほか、新聞を取っていない世帯には、申し込みにより郵送にて配布しております。また、市内公共施設（公民館・出張所・保健センター・音楽ホール・児童センター）への配架のほか、平成28年10月からは、市内の学童保育所及び公立・私立の保育園にも、広報紙を配架しております。さらに、イオンタウンユウカリが丘にも、配架しております。 ・「マチイロ」や「マイ広報紙」といった広報のデジタル配信にも取り組んでいます。 <今後の対応> 【「市民との往復書簡の形式」について】 ・「市民との往復書簡の形式」については、市民の声とさらに連携し、市民から寄せられた要望等と、それに対する市の対応状況について、広報の掲載回数を増やすなど、その充実を図ってまいります。また往復書簡型のやりとりが効果を発揮するテーマについて、研究してまいります。 【広報の配布の充実について】 ・新聞を取られていない市民に対する広報紙の郵送について、市のホームページやチラシの配布など様々な手段により市民周知を図ってまいります。 ・駅など配架先の増加について検討してまいります。 ・広報のデジタル配信について、さらに市民周知を図ってまいります。
0-3	6	1情報発信の拡大に努めます 2市政情報の提供に努めます 3統計情報の正確性の確保 6市民意見の市政への反映に努めます	誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	2	市民ワークショップについて ・市民との対話の機会の増加	4	今回、行政評価懇話会における新たな取組として、市民ワークショップを実施しました。これまでは担当課から実情を聞くことで実効性を高めていこうとしてきましたが、市民ワークショップによる市民との直接対話は、施策を見直すに当たり大変貴重なものとなりました。特に、市の取組がいかに市民に知られていないかを痛感しました。またこのようなワークショップ形式でのやりとりが市への興味関心を高めるよい機会となることもわかりました。個別のテーマにおいても多角的かつ主体的なアイデアが提供され、今後のまちづくりにも成果が期待できます。市職員もより多くの市民と直接ふれあう機会を設けてほしいと考えます。ワークショップなど誰もが話しやすい雰囲気場の提供のほか、できるだけ市役所で待つのではなく、市民がいる場所に自身が出向いていくことを検討してください。	*行政改革項目（政策成過程への市民参加）	企画政策課	-	市では政策形成過程への市民参加について、市民協働の推進に関する条例に基づき、審議会の公募委員やパブリックコメントなどを実施しておりますが、無作為抽出による参加呼びかけと市民ワークショップによる参加手法は、新たな参加層による主体的で多様なご意見がいただけるものと期待しております。総合計画策定時や、施設建設時などの意見を生かせる機会を捉えて実施してまいります。 また庁内でワークショップの実施方法について周知を図り、取組を促進します。

意見No.	章	施策	基本施策	まい基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
1	3	1 生涯スポーツのサポート環境を充実させます 2 スポーツに親しむ機会を提供します 3 安全で快適なスポーツ施設を提供します	スポーツが日常化したまちにします	2	情報発信の徹底～周知方法の工夫～ ・健康づくり・スポーツ振興事業の周知の工夫、対象者の絞り込み ・提供する情報の拡大、双方向のやりとりの増加	7	市は、スポーツ大会の実施や健康教室の開催など、数多くの事業を行っており、健康づくりの推進やスポーツ振興に熱心に取り組んでいると評価できます。 しかし一方で、市民ワークショップの参加者のほとんどがその取組を知らない状況でした。これを受け止め、課題とすべきです。 広報紙への掲載、公共施設への掲出といった既存の方法だけに頼らずに、駅や商業施設での周知、自治会単位の取組や口コミ、ポスティングなど様々な伝え方を工夫すべきです。また対象者を絞り込み、伝わる方法を検討すべきです。 例えば若者ならSNS、高齢者なら自治会経由や知り合いからの紹介、ミニコミ誌への掲載など、対象によって効果が上がるツールは異なります。また各事業担当者もPR について必要な知識・技術を習得すべきではないでしょうか。 情報の出し方も重要です。運動サークル団体の一覧表を配布する場合、情報として構成員の年代や連絡先、団体からの一言など、一歩が踏み出せるような情報を掲出してはいかかでしょうか。行政側は市民との相互交流の場、双方向のやりとりの機会を増やすべきです。 行政側は情報が伝わっていないという現状を、市民側はどうしたら情報を受け取りやすいかを、それぞれ考えることが必要です。まずはイベントでの聞き取りアンケートやワークショップの取組を増やすなど、直接市民と対話する機会を増やしてほしいと考えます。	・スポーツ大会事業 ・スポーツ交流振興事業 ・健康増進企画事業 ・健康推進事業	生涯スポーツ課	健康増進課 広報課	【現状】 市民体育館及び岩名運動公園では、登録された各種競技団体の紹介を随時行っております。また、健康づくり事業や市内の運動事業（一部）について一覧表を作成し、各保健センターに配架し、必要時市民に手渡しをして、紹介しております。 これら事業の情報は、こうほう佐倉、市ホームページ等に情報を随時掲載し、また、市内小・中学校及び市内公共施設にもポスター掲示・チラシの配布を行っております。また、スマートフォンから手軽に広報誌をご覧いただけるスマートフォンアプリ「マチイロ」や「マイ広報誌」でも情報を発信しています。 さらに、事業実施にあたっては、軽スポーツや遊びの要素を取り込んだ事業を行い、運動する楽しさを発信しております。参加者よりアンケートを通じて、運動に対する取り組みや考え方についてご意見をいただき、事業に活用しております。 【今後の方針】 運動と健康のバランスを重視した、生涯スポーツに特化した事業を引き続き行ってまいります。事業情報の発信にあたっては、既存の媒体活用に加えて、より多くの市民の方に周知する方法を引き続き調査・研究してまいります。 また、ホームページやメールといった既存の媒体を活用しつつ、アンケートや各社会体育施設のご意見箱等、より多くの方の意見をいただき、事業に活用してまいります。
2	1	1 市民とともに地域の健康づくりを推進します 2 生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	自治会や学校などを単位とした事業展開 ・地域で日常的に身体を動かす取組の連携 ・自治会・学校単位での運動・健康事業の展開 ・地域人材や地域団体の育成・協働による地域健康事業の実施	7	「健康づくり」に焦点を当てるのならば、毎日の積み重ねを重視すべきです。そのためには身近な地域で運動を推進する取組が重要です。現在行われているスポーツ大会も、競技者のやる気を保つのに有効であろうと考えますが、日常的に「身体を動かすこと」を、より推進するべきではないでしょうか。 そのような取組を生涯スポーツ課と健康増進課で協力し、新たな事業を検討してはいかかでしょうか。 運動教室や健康啓発などの事業は、自治会や学校などを単位として実施することで、地域コミュニティの結びつきを生むきっかけにもなります。 ただし事業場所の分散化は、人手などの問題があります。地域の人材を育成するコミュニティカレッジとの連携のほか、各地区で活動するリーダーの育成事業や地域での運動サークルの育成を行うことや、事業を実施してみたい地域まちづくり協議会などと協働し、モデル地区で重点的に実施し、その効果の検証を行うといった試験的な取組から始めてはいかかでしょうか。	・健康推進事業 ・スポーツ大会事業 ・市民公益活動サポートセンター管理運営事業	生涯スポーツ課	健康増進課 指導課 自治人権推進課 社会教育課 公民館	【現状】 健康づくりの事業として、ヨガやピラティスといった各種体操教室を定期的で開催したり、毎年体育の日には身体を動かすことに主眼を置いた事業を実施したりしています。各保健センターにおいても、誰でも手軽にできる玄米ダンベル体操講習会等を実施しております。講習会受講後は、継続できるよう自由開放日を設定しております。 【今後の方針】 健康維持と運動、遊びとスポーツ、社会教育との協働など、関係各課との連携を図った事業を実施してまいります。 また、スポーツ推進委員や各種競技団体のみならず、地域の各種団体など様々な年齢・分野との連携を図り、地域コミュニティの中で活動する人を引き続き支援するほか、地域の活動の核となる人材育成に努めてまいります。
3	1	1 市民とともに地域の健康づくりを推進します 2 生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	より身近な場所から出てくること—公園や自治会館、小学校の活用— ・身近な場所での健康づくりのきっかけの提供 ・自主的な健康づくり習慣の仕組みづくり	8	市民ワークショップで多く聞かれた声が、「良い事業をやってくれている移動手段がなくて行けない人がいる」ということでした。 佐倉市は身近な場所に公園があり、自治会ごとに概ね会館を持っています。この充実した環境を生かし、公園や自治会館、出張所や公民館など、身近で親しみのある場所での健康づくりの“きっかけ”を提供すべきではないでしょうか。公園管理の部署と健康やスポーツの部署が連携し、市民の財産を市民のために活用することを検討してください。 高齢者が集まるのは病院の待合室といった話もあります。病院以外に集える場所をつくることは健康促進と医療費削減につながると考えます。 市内では自主的にラジオ体操をしている人が多いとのことですが、市は自主的な取組に張り合いが出るような仕組みをつくり、地域ごとの活動の促進や、自宅での自主的な習慣づくりを促してはどうでしょうか。	・健康推進事業	健康増進課	生涯スポーツ課 公園緑地課 出張所 公民館	市では、「マイヘルスプラン普及啓発事業」を実施しています。「マイヘルスプラン」とは、市民一人ひとりの健康プランであり、「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを言います。気軽に楽しく健康づくりに取り組むきっかけとなることを目的としている事業です。内容は、参加者それぞれが、自身で設定した健康プラン(目標)に取組み実施状況に応じたポイントを加算します。取り組みを継続し、既定のポイントに達したら市に応募し、参加賞や抽選によるプレゼントがもらえるものです。 健康を意識した取り組みを生活の中に自主的に取り組んでいただけるよう、また、自主的な健康づくりの習慣づくりのきっかけとなるべく本事業を今後も継続して実施してまいります。 なお、現在、出張所等においては、各所属からの依頼に基づき、各種情報の発信を行っています。しかし、出張所等については、いわゆるゆ行政手続きを行うための窓口であり、長時間利用する場ではなく、また、それだけのスペースも確保されていません。このため、“きっかけ”として、引き続き情報発信の場としての役割を担うことは可能ですが、それ以上の機能を持たせることは難しいと考えます。 一方、各公民館では、ヨガやピラティスといった健康づくりに資するさまざまな講座や体操教室を定期的の実施しており、今後も継続していきたいと考えています。今後、市民の皆さまが身近で気軽に参加できるよう、関係各課と更なる連携を図ってまいります。

意見No.	章	施策	基本施策	まじ基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
4	5	地域にあった交通手段の確保に努めます	公共交通機関が利用しやすいまちにします	4	市の様々な取組に参加するための交通手段と歩けるまち ・高齢者の交通手段と機会の確保 ・歩道の確保	8	高齢化が進む佐倉市では、身近な場所での事業実施といった工夫とは別に、交通手段の確保が求められています。 市内は車がないと歩くのが難しい場所も多く、買い物、病院、公共施設など、生活する上で必要な場所への移動に悩む市民が増加する恐れがあります。交通手段の確保は、定住人口の維持向上、元気な地域コミュニティのためにも有効といえます。 コミュニティバスなどの検討も必要ですが、現在あるバス路線の維持も重要です。市民も意識して活用するなど地域の足を皆で守る機運が必要です。 また歩きやすいまちであれば、高齢者でも外出の機会は増えるのではないのでしょうか。佐倉市は市域が広く、人口減少傾向であるため、歩道整備に多額の費用を掛けることは難しいと考えますが、道路整備・改修の機会にあたっては健康のまちづくりにおいて重要と考えられる歩道の確保を計画的に行ってください。	・交通不便地域対策事業 ・道路維持管理事業	都市計画課	企画政策課 高齢者福祉課 道路維持課 道路建設課	持続可能な公共交通網の形成を目的に平成29年3月に佐倉市地域公共交通網形成計画を策定しました。本計画の基本方針のひとつに交通空白地域の解消を定め、移動手段を確保するため平成30年1月よりコミュニティバスを運行します。また、公共交通を利用しなくなる環境創出も基本方針に定めており、公共交通の利用促進を図るための施策を実施していきます。 歩道の確保に関しましては、整備計画に基づき歩道の整備を順次実施しております。また、地元の要望に応じ、側溝の蓋かけや、路肩を利用した歩行スペースの確保等を行ってまいります。 今後も高齢者に限らず、すべての市民の方が安心して歩ける歩道の確保ができるよう、引き続き計画的に工事を進めてまいります。
5	1	1市民とともに地域の健康づくりを推進します 2生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	その人にあった運動アドバイスが出来る相談体制づくり ・個人に合った運動アドバイスの提供 ・健康アドバイザーの認知度向上 ・市内病院との連携による運動指導 ・がん検診受診率の向上	9	市民ワークショップでは「果たして、スポーツは健康によいのか」という疑問が提示されました。議論ではスポーツをすることで怪我や病気になる人もいるので、まずは個人にあったスポーツ・運動を選ぶことが重要という意見が出されました。また、人は個々で体調や体力も異なるため、見合うスポーツを選べるような相談窓口があっても良いのではとの意見がありました。 現時点で持病を持っている人も多くいる中で、例えば膝や心臓に負担を掛けない運動のアドバイス、ストレッチや呼吸法など、その人にあった適正な動作や運動量を相談できる窓口や、パーソナルトレーナーのような相談員がいれば市民の運動機会が増えるのではないのでしょうか。例えば、検診など事業実施時に、相談やトレーニングを教わるサービスを提供することで、検診率の向上と健康意識の向上をあわせて目指してはいかがでしょうか。 現在、佐倉市では健康管理センターなどの保健師や栄養士が健康アドバイザーとして相談対応を行っているとのこと。この健康アドバイザーの認知度を高め、更に、運動療法や団体の活動情報など、スポーツに関する情報を含めたアドバイスが受けられるようになることを期待したいと考えます。 病状によっては運動を医師に推奨されているしながら、なかなか取組めない人も多くいるはず。佐倉市は市内病院と様々な連携体制が図られており、市民の安心につながっています。この体制を生かして、運動が必要な患者さんに気軽に参加できる教室や市民団体の紹介が出来るようにしてはいかがでしょうか。 なお、施策の成果指標となっているがん検診受診率については、人間ドックなど市検診以外の受診率が反映されないなど、目標値の設定や実績値の取り方にも精査が必要ではないでしょうか。また受診率向上について、受診のメリットや必要性について、身近に感じる体験談の紹介や、早期発見による優位性や財政への影響を数値で表現するなど、工夫してPRすべきです。	・健康推進事業 ・検診事業 ・スポーツ交流振興事業	健康増進課	生涯スポーツ課	生涯にわたってスポーツに親しむことは、健康で明るく豊かな生活を送るうえで、非常に大きな意義を持ってあります。 毎年、体育の日に開催している「スポーツフェスティバル」等において、健康増進課や千葉県理学療法士会の協力により、健康相談や体力診断を行っております。 今後も引き続き関係各課等と連携を深め、健康意識の高揚を図ってまいります。 また、検診受診率については、検診を市が実施する場合とそれ以外の機関が実施する場合とで、現在国が示す制度上では連携がなされていないため、市民全体の受診率について把握することは困難です。 しかしながら、市が実施する検診においては、検診受診の意識付けが図られ、受診者の増加、受診率向上へつながるよう、効果的なPR方法などについて、さらに検討してまいります。
6	1	1市民とともに地域の健康づくりを推進します 2生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	健康であることの定義 ・健康の定義づけ ・目指すべき姿に向けた手段と手順の事業ごとの設定	10	「健康である」とは何か、定義を明確にしていかがでしょうか。少なくとも事業ごとには、目指すべき姿を明確にすることで、市民と一緒に取組むことが出来るのではないのでしょうか。 「持病があっても前向きに明るい気持ちで生活が出来ること」を健康と定義すれば、投薬治療を受けている人でも、健康であることを目指すことができます。そのための手段として、例えば「外に出て人と話すこと」を目指し、次にそのためには何が不足しているかを考える、という手順で検討・実施してはいかがでしょうか。	・健康推進事業 ・健康増進企画事業	健康増進課	-	市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定しております。 わたしたちが目指す「健康」ですが、WHO（世界保健機関）の健康の定義では、「身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であり、単に病気あるいは虚弱ではないことではない」とされており、からだだけが丈夫なことだけを意味しているわけではありません。このように幅広い意味を持つ「健康」の定義を踏まえ、計画の理念を「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」と定めており、基本理念を実現するためのめざすべき姿を「・いつでもいきいきと生活できる市民・健康を支え合える地域社会」としております。 年をかさね、からだや衰えることや、病気や障害があることは、身体的には「健康」とは言えないかもしれませんが、しかし、病気と前向きに向き合える心を持ち、日々をいきいきと暮らそうとする気持ちがあることも、「健康」な状態であると言えるのです。また、「健康」は、一人ひとりの心やからだのありようですが、その実現をひとりの力で成し遂げることは不可能です。たとえば、ひとり暮らしの高齢者のために、地域住民や行政が見守りをするといったように、個人の「健康」の実現のために組織・個人が協力しあう意識を持つことが重要になってきます。 計画では、重点的に取り組む項目を定め、具体的な取り組みや指標を設定し、進捗管理を行いながら、事業を実施しております。めざすべき姿（市民、社会）の実現のために、この計画を今後も推進してまいります。

意見No.	章	施策	基本施策	まい基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
7	1	1市民とともに地域の健康づくりを推進します 2生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	心と頭の「健康」～人とふれあうまち～ ・心の健康への対策 ・頭部の健康への対策	10	市民ワークショップの議論では、健康とは体力の問題だけではなく、心も含めた様々な要素があり、個人にあったバランスをとることが健康につながるのではないかとこの視点があげられました。 心の健康では、まず家に閉じこもらずに人と話す機会を増やすことが対策としてあげられ、そのために交通手段の確保や歩いていける身近な場所での事業が必要との議論もありました。 頭部の健康については、例えば囲碁や将棋などが有効ではないかという提案もありました。年齢の垣根なく楽しむことができ、年代間のコミュニケーション促進にもつながるものです。例えば希望する自治会が主体的に継続することを条件に、会館備品として用具を提供し、併せてボランティアコーチを派遣する出前講座を期間限定で行ってはどうでしょうか。	・地域教育活動推進事業 ・指導者育成・支援事業 ・交通不便地域対策事業	健康増進課	都市計画課 社会教育課 生涯スポーツ課	こころの健康を保つために、こころの健康に関する正しい知識の啓発、相談窓口等の情報提供をしています。また、精神科医・カウンセラーによるこころの健康相談や、保健師による電話相談、訪問指導を実施しています。今後もこころの健康を高めるために、こころの病気について正しく理解し、悩んでいる人に声をかけて、地域・社会で支え合えるようこころの健康の重要性と、正しい知識の普及啓発に係る事業を継続してまいります。 また、生活習慣病予防推進の観点から、心と頭の健康への各種対策は、非常に重要なものと考えます。 そして、スポーツがもたらす効果に加え、体力や技術力の向上に加え、生活習慣病や介護の予防、ストレスの発散といった心身両面にわたる健康の保持増進などがあります。市民の皆さまがスポーツに関わるきっかけづくりとして、各種体操教室を公民館等に定期的に開催しております。 さらに、主催事業において、地域づくり・仲間づくりを提唱し、結果として、心と頭の健康対策へとつながっております。また、貸館事業を通じて、地域の皆さまの各種活動を支援し、心と頭の健康への各種対策を実施しております。 図書館においても、そもそも健康に関する蔵書を、市民が気軽に閲覧できるように開架書庫にて多数配架しております。また、特集を組むなどし、より目が届きやすくなるような工夫を講じております。 身近で気軽に参加できるように、所属連携による事業実施を図るとともに、佐倉市地域公共交通網形成計画に基づき、コミュニティバスの運行等、交通手段の確保に努めます。
8	1	1市民とともに地域の健康づくりを推進します 2生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	健康と食生活 ・健康的な食事の習慣づくり ・食育	10	健康であるためには嗜好や塩分など食習慣が重要です。そのためには大人も子どもも食育が大切であると考えます。薄味に慣れる、和食や和菓子に親しむ、自炊方法を学ぶなど、自然と身につく習慣づくりが大切と考えます。 特に子ども達に対しては、保育園給食、学校給食が全て自校式で実施されている佐倉市の特色をより活用し、栄養士の個々の努力だけでなく全市民的に給食を食育機会として充実させることをのぞみます。	・学校給食管理運営事業 ・保育園管理運営事業 ・健康推進事業 ・特定保健指導事業	健康増進課	子育て支援課 健康保険課 指導課	食を通じた健康づくりと食育活動を推進する食生活改善推進員を養成し、食生活改善推進員活動を育成・支援しています。また、食育推進のために、地場産食材を使ったメニューを普及するため、食生活改善推進員地区活動やプロジェクト活動で、レシピの配布と試食の提供等も実施しています。引き続き推進員の資質の向上を図れるよう継続支援してまいります。 40歳以上74歳までの方で、特定保健指導の対象となった方については、健康増進課の管理栄養士等により、食生活について指導を行っております。 また、佐倉市では食育の推進を重要な施策の一つとしてとらえ、市内全小中学校で『食に関する指導の全体計画』を作成して健康教育を推進しております。安全でバランスの良い給食を提供するとともに地域の食文化への理解も深め、「早寝、早起き、朝ごはん」を合言葉に健康教育の充実に取り組んでおります。
9	1	1市民とともに地域の健康づくりを推進します 2生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	健康な人への意識啓発 ・健康な人への意識啓発	11	病気になるまで、人は健康に対して無頓着になりがちです。市民全体の健康意識を高めるためには、健康な人への意識啓発として、メリットをわかりやすく伝えていくことが必要です。健康でいた場合と生活習慣病に罹った場合との経費の比較や、多くの市民が身体を動かす習慣を進めた場合の市財政上の効果を金額などで紹介すると、わかりやすいと考えます。成果をあげている先進自治体の事例を宣伝するのも効果的ではないでしょうか。	・健康推進事業 ・特定保健指導事業 ・特定健診事業 ・スポーツ推進計画事業	健康増進課	生涯スポーツ課 健康保険課	市が実施する検診とその案内は、自覚症状がない方を対象としておりますので、普段は自己の体、健康に対して気にしない方が気に留めるようになったと考えております。検診受診の意識付けが図られるよう、効果的なPR方法などについて、さらに検討してまいります。 また、国保・健診・介護情報を突合したKDBシステムによる特定健診受診者と未受診者の医療費の比較や疾病分類による疾患の状況、人口透視の状況等の医療費の状況については照会が可能です。

意見No.	章	施策	基本施策	まひ基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
10	1	1 市民とともに地域の健康づくりを推進します 2 生活習慣病の予防を推進します	市民の健康づくりを支えるまちにします	4	やる気高めポイント制	11	佐倉市でも歩くポイントがもらえる制度を実施してはどうでしょうか。他自治体でも複数の事例があります。 健康ポイント制度は国が取り組んでいる「スマートウェルネスシティ」プロジェクトの一環として全国の自治体で取り組まれています。これは健康で生きがいのある状態を「健幸」として、歩くことを基本とした健康づくりを行うまちのことで、千葉県浦安市、栃木県大田原市など複数市が実施しており、歩くことでポイントがたまりコンビニなどで使える制度です。また国の制度によらず単独で実施しているところもあり、木更津市の「きさらづ健康マイレージ」や横浜市の「よこはまウォーキングポイント」などがあります。	・健康増進企画事業 ・スポーツ推進計画事業	健康増進課	産業振興課	市では、健康ポイントを活用したマイヘルスプラン普及啓発事業を実施しています。「マイヘルスプラン」とは、市民一人ひとりの健康プランであり、「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを言います。気軽に楽しく健康づくりに取り組むきっかけとなることを目的としている事業です。内容は、参加者それぞれが、自身で設定した健康プラン(目標)に取組み実施状況に応じたポイントを加算します。取り組みを継続し、既定のポイントに達したら市に応募し、参加賞や抽選によるプレゼントがもらえるものです。 疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、市民一人ひとりの健康プランが必要です。健康プランは、歩くことも含め、気軽に楽しく健康づくりに取り組む第一歩となることを目的としています。 また、健康活動に付与されるポイントに限らず、市内商店で貯まる、使えるポイント制度については、地域経済活性化のために有効な手段であると考えます。今後、管理方法やそのコスト、参加店舗の確保等の課題について、商工会議所や商店会等を交えて研究してまいります。 健康を意識した取り組みを生活の中に自主的に取り組んでいただけるよう、本事業を今後も継続して実施してまいります。
11	1	1 高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 2 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 3 健康でいきいきとした生活づくりに努めます	高齢者が安心して暮らせるまちにします	4	高齢であつても地域で健康に暮らすために	12	市民ワークショップでは、地域で健康に暮らし続けるための対策として様々な提案がありました。市は、これらの声を受け止め、取組について研究してください。  ※〔市民ワークショップからの提案〕 ・訪問診療体制の充実や移動販売、宅配弁当事業など地域で暮らし続けることを推進する部署の設置 ・認知症家族を抱える人はなかなか運動できない。託児サービスのように預かってくれるデイサービスがあったらと思う。富山県にあるデイサービス「このゆびとーまれ」が素晴らしい。(高齢者、障害者、子どもをひとつの場所で対応する事例) ・健康事業に参加するために、家族の理解と協力が必要	・地域医療対策事業 ・包括支援事業 ・地域生活支援事業 ・認知症高齢者等支援事業	高齢者福祉課	健康増進課 障害福祉課 社会教育課 産業振興課 行政管理課	住み慣れた地域において医療や介護、介護保険では提供されない各種の生活支援が提供され、住民自ら健康づくり、介護予防に取り組むことができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指して様々な取り組みを行っています。 在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて検討を進めるとともに、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、地域の高齢者を支える生活支援が提供されるような仕組みづくりを行っています。 市内5か所の地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員も配置し、認知症の方やその家族の方を支援するための活動を行っています。 なお、集会所等の身近な場所での健康づくり、介護予防に取り組むことができるようにするとともに、ご家族方の理解と協力が得られるようその必要策などについて、さらに広報周知に努めていきます。 今後、介護保険制度、障害者福祉制度の垣根を越えた「共生型サービス」の創設に向け、関係機関と連携して佐倉市に適した支援体制の構築を調査研究してまいります。 また、市では、歯科診療をうけることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、歯科医師、歯科衛生士等が、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施しております。要介護高齢者は増加傾向にあり、在宅療養になっても引き続き歯科医師に診てもらえる訪問歯科診療の必要性が高まっていることから、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるために、在宅療養者と協力歯科医院の支援及び訪問歯科診療の啓発に努めてまいります。 そして、移動販売車は利用者の利便性が高まるという点で日常的な買い物が高齢者等にとって効果的であると考えられます。しかし、ネットスーパーや各種宅配サービスの普及や地域商店街等で事業を営む事業者に与える影響等を考慮し対応する必要があると考えます。 高齢者が地域で活躍するための講座などを公民館等で行っており、終了した方々は地域で活躍しています。今後とも高齢者だけでなく、地域で活躍できる人材育成に努めてまいるとともに、事業連携に伴う組織編成等の見直しに関する提案を受けた際には、その都度必要性について検討するものとします。

意見No.	章	施策	基本施策	まひ基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
12	6	1まちづくりに対する市民の関心を高めます 2地域のまちづくり活動の環境を整備します 3市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 4地域コミュニティ活動への支援を行います 5コミュニティの活動拠点を確保します	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	4	なお一層市民サイドのまちづくりを促進するために ・自治会活動意識の高さ ・サポートセンター、地域街づくり協議会の活動周知 ・市民と行政の双方向性の情報共有	14	市民ワークショップでは、自治会活動意識の高さや住民が協力的であるという声が聞かれました。市民もこれらを実感していることは素晴らしいと思います。 一方、「サポートセンターも地域まちづくり協議会もよい活動をしているものの、活動が伝わってこない。」との意見もあり、健康・スポーツ振興と同様に、活動の周知やインパクトのある取組にまで至っていない面が見受けられます。 地域との双方向型のやり取りが不足していること、様々な活動する団体間の連携が不足していることなどが要因のひとつとしてあげられます。健康づくりで前述した「情報発信の徹底」や「市民と行政の双方向性の情報共有」が地域コミュニティの施策推進にあたって必要となります。	・市民協働事業 ・地域まちづくり協議会事業 ・市民公益活動サポートセンター管理運営事業	自治人権推進課	広報課	地域のまちづくり活動が盛んなまちを実現するためには、より一層市民サイドのまちづくりを促進することが重要であることから、今後は、住民回覧及び市広報、HPなど、様々な情報媒体を活用した情報発信、さらには、事業等を通じた意見交換や情報共有の機会の徹底に努めてまいります。
13	6	1まちづくりに対する市民の関心を高めます 2地域のまちづくり活動の環境を整備します 3市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 4地域コミュニティ活動への支援を行います 5コミュニティの活動拠点を確保します	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	4	関係機関の活躍と連携協力 ・地域リーダーの育成 ・まちづくり協議会とサポセンの連携 ・地域での自治会との連携イベント開催	14	地域まちづくり協議会は現在設立数が増加しており、今後の活躍が期待されています。将来的な発展にあたり、地域リーダーの育成が必要と考えます。市職員と異なり、地域の人々が他市事例を知る機会などはほとんどありません。市は積極的に視察や研修などを地域の人材に紹介し、育成をしていくべきです。 またワークショップでは縦割りではなく連携を求める声が聞かれました。地域まちづくり協議会と市民公益活動サポートセンターの両者が連携を図ることで、NPOなど活動団体とまちづくり協議会のつながりができるなどの効果を期待します。また地域に必要とされる事業の実施により両者の認知度が高まるのではないのでしょうか。そこに市の関係課も加わることで、地域の課題解決に横断的に取り組むことができると考えます。 高齢化、少子化は佐倉市でも大きな課題です。地域の公園を活用したイベント（ラジオ体操、防災訓練、ミニミニ運動会）を自治会と地域の関係機関が協力して実施することで、顔の見える関係が生まれ、地域の絆づくりにつながります。子どもから大人まで参加できる事業内容とすることで、異世代交流の機会とすることもできます。実現にあたり、地域まちづくり協議会や市民団体などが協力しあうきっかけづくりを市に担って欲しいと考えます。	・市民協働事業 ・地域まちづくり協議会事業 ・市民公益活動サポートセンター管理運営事業	自治人権推進課	公園緑地課 子育て支援課 高齢者福祉課 危機管理室	地域のまちづくり活動が盛んなまちを実現するためには、関係機関の活躍を促し、さらには連携協力体制の構築が重要であることから、今後は、住民回覧及び市広報、HPなど、様々な情報媒体を活用した情報発信、さらには、事業等を通じた意見交換や情報共有の機会の確保とともに、市の関係課が積極的に連携できるようコーディネートに努めてまいります。



意見No.	章	施策	基本施策	まひ基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
14	3	1生涯学習の環境を整備します 2公民館・図書館などで社会教育事業を推進します	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	4	コミュニティカレッジ人材の地域での活躍 ・自治会とコミュニティカレッジの人材マッチング ・市民カレッジ卒業後の活躍の場	15	高齢化が進む中、自治会は役員のなり手や防犯パトロール活動者など、担い手を必要としています。 一方、市では地域活動の担い手育成を主眼に、コミュニティカレッジを開校しており、両者間のマッチングが望まれます。 また担い手を求めている行政部局が積極的にコミュニティカレッジの事務局と関わり、講座内容に参加したり、具体的な求人を行うといったつながりを持って欲しいと考えます。 自治会活動のほか、前述のスポーツ活動のリーダーや囲碁将棋などのリーダー、地域まちづくり協議会のメンバー、子育て支援のボランティアなど、卒業後の活躍の場を明示することで、参加者が身に付けたいことも具体的に、コミュニティカレッジ生のモチベーションの持続につながるのではと考えます。	・コミュニティカレッジ活動事業 ・市民カレッジ活動事業 ・自治会等活動推進事業 ・ボランティア活動等振興事業	公民館	自治人権推進課 スポーツ振興課 子育て支援課	コミュニティカレッジでは、行政部局職員が講座の講師となり、行政施策、地域課題や求められる人材について説明するとともに、市民ボランティア等の募集を行っております。平成29年度においては行政部局が担当する講座を更に2講座増やします。 このほかに、自治会活動や防犯パトロール活動をはじめとする様々な地域活動の実践者を講師として招き、具体的な活動手法を学ぶ場を設けており、卒業後の活躍の場を明示し、新たな地域活動の創出につながることを目指します。 市民カレッジでも、地域活動を実践する講座をはじめ、さまざまな地域で活躍するための講座を設けており、卒業後も継続してさまざまな地域活動を行っている方が多数います。 一方で、市民カレッジにおいて、ファミリーサポートセンター等への参加、登録をお願いしても、実際に参加する方は殆どいない状況です。「卒業後の活躍の場」としてのファミリーサポートセンターの紹介をカリキュラムの中に位置づける必要性も感じられます。 今後とも地域活動の担い手育成に努めてまいります。
15	6	1市民公益活動に対する市民の関心を高め 2市民公益活動を促進する環境を整えます	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	4	職員と地域とのつながりづくり ・職員と市民との交流 ・職員の地域会合への参加促進	15	市民との双方向性を高めるため、日頃から地域と職員とのつながりを深めておくべきではないでしょうか。例えば避難所運営職員と地域との交流や、啓発事業に取り組む職員などが地域の会合に参加することで、課題意識の共有や、認知度の状況、事業に対する率直な感想などを直接伺うことが可能です。 行政と市の双方向の情報交流を図るため、地域まちづくり協議会の集まりなどへの職員参加を促進してはいかがでしょうか。 これらの取組により行政組織内に横串を通すことが期待されます。	・ボランティア活動等振興事業 ・市民協働推進事業	自治人権推進課	人事課 危機管理室	地域の防災訓練に職員を派遣しており、また、避難所配備職員についても、地域から要望があれば、可能な限り派遣してまいります。 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちを実現するためには、職員と地域とのつながりづくりを促進することが重要であることから、今後は、各種機会をとらえて、地域と職員とのコーディネートに努めてまいります。
16	6	1まちづくりに対する市民の関心を高め 2地域のまちづくり活動の環境を整備 3市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 4地域コミュニティ活動への支援を行います	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	4	自治会未加入者への対応と横の連携 ・自治会への入会促進の取組 ・加入促進に関する情報交換	15	以前、自治会未加入者に改めて入会を促したところ、理由を「案内がなかっただけ」と答えた人がいたとのこと。住民自治の重要性や助け合いの組織であることを丁寧に説明するなど入会を促すための地道な取組が必要ではないでしょうか。ただし代表者が1年で交代する自治会においては、継続した取組が難しい点もあります。地区代表者会議や地区代表者連絡協議会などの機会に、加入促進のために取組んでいる事例発表など、情報交換や他団体の取組を知る場を増やしてはいかがでしょうか。	・自治会等活動推進事業	自治人権推進課	-	市では、転入者に対しての自治会加入案内チラシの配布や住宅系開発事業の事前協議においての新規自治会の設立もしくは近隣自治会への加入についてのお願いを通じて自治会への加入促進支援を実施しているところですが、平成29年4月15日号の広報さくらにおいて自治会の特集記事を掲載し、改めてその重要性を周知したところであります。 また、平成27年2月に「自治会活動事例集」を作成し市内自治会が行っている様々な活動を周知しましたが、今後は佐倉市ホームページを活用した自治会活動の周知についても検討していきます。
17	1	1高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 2安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 3健康でいきいきとした生活づくりに努めます	高齢者が安心して暮らせるまちにします	4	高齢者の活躍促進 ・元気な高齢者の活用 ・市民カレッジ卒業生の活用 ・退職後の地域デビュー	16	地域コミュニティの活性化にあたっては、元気な高齢者をもっと活用すべきです。特に60歳から75歳までの年代を積極的に引き込む活動をしてほしいと考えます。佐倉市には市民カレッジやコミュニティカレッジなどがあり、卒業生のより一層の活躍が期待されます。また社会活動の場に男性の参加が少ない傾向があるようです。健康づくりの一環として、人とのふれあいができるように退職後の地域デビューのきっかけづくりを市の施策として取り組んではいかがでしょうか。	・高齢者就業機会確保事業 ・コミュニティカレッジ活動事業 ・市民カレッジ活動事業 ・ボランティア活動等振興事業	高齢者福祉課	自治人権推進課 公民館 健康増進課	定年退職等をされた高齢者の方が地域でいきいきと暮らし続けるために、地域との関わりを持つことが重要であり、地域コミュニティの推進役としての役割を持っていただきたいと思います。 市民カレッジやコミュニティカレッジでは、地域活動を実践する講座をはじめ、さまざまな地域で活躍するための講座を設けており、卒業後も継続してさまざまな地域活動を行っている方が多数います。 さらに、市民カレッジでは、メンタルヘルスについて講義（ストレス対処、睡眠）を実施しております。自分や周りの人のこころの健康に関心を持ち、住民同士がお互いに声をかけあい、悩んでいる人をサポート出来るようこころの健康の重要性と、正しい知識を普及啓発を今後も継続してまいります。 また、仲間づくりも市民カレッジの目的のひとつであり、退職した方が地域で交流を持つきっかけのひとつとなっています。今後とも地域で活躍できる人材育成の一翼を担えるよう努めてまいります。 一方、「ボランティア活動等振興事業」は、「市民公益活動団体」による活動中の事故等に対する補償を行う事業ですが、保険利用者の増加＝保険金額の増加に繋がるため、適切な対応が求められます。 元気な高齢者の方が趣味や特技、知識、経験を生かして様々な地域活動に参加いただけるようなきっかけづくり、施策について先進地の取り組みなどを参考にしながら研究していきます。

意見No.	章	施策	基本施策	まひ基本目標	懇話会意見内容	意見書頁	意見書本文	対応する事務事業名	回答担当所属	関連所属	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
18	1	1地域における子育て協力体制を整備します 2子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	3	地域コミュニティへの子育て世代の参加促進 ・子育て世代への地域支援 ・子どもの地域活動への参加促進	16	地域活動に、子育て世代など若い世代に参加してほしいところですが、日常生活が忙しく、実際には困難な状況です。むしろ高齢者ボランティアで子ども達を支えたり、子どものための活動内容を積極的に増やしたり、子どもたちが活動の主体となる事業を地域住民がサポートすることで、地域コミュニティと子育て世代の関わりを増やしてはどうでしょうか。自治会や小学校単位など顔が見える地域での子育て意識が高まれば、地域で育まれた子どもや親は時間的に余裕が出来たときに地域で活動してくれるかもしれません。 また消防団や防犯パトロールなどの地域活動は、「かっこいい」と子どもに思ってもらうことも大切です。子ども達に、夏休みに参加してもらったり、消防団の練習風景を見学してもらったり、「こども消防団」「こどもパトロール隊」として体験してもらったりと、見せ方の工夫もしながら取り組むことを提案します。	・地域子育て支援事業 ・市民協働推進事業	子育て支援課	自治人権推進課 高齢者福祉課 危機管理室 指導課	複数の保育園において、地域交流事業として「手作りおもちゃ」や「伝承遊び」の講座を、高齢者ボランティアや地域の高齢者クラブの方を講師にお招きして実施しております。ボランティアに関する情報など、保育園と情報共有を図りまして、事業がより活発になるよう支援してまいります。 また、内郷小学校・根郷小学校では、社会科や総合的学習の時間で、消防団の協力のもと、学校近くにある消防団機庫（詰所）の見学、消防団員からの講話などを行いました。中学校では、キャリア教育の一環で、消防署において職場体験をする生徒がおります。今後も、消防団と協力し、児童・生徒の発達の段階に応じた見学や体験学習を進めてまいります。
19	5	地域にあった交通手段の確保に努めます	公共交通機関が利用しやすいまちにします	4	コミュニティバスなど交通手段の確保 ・コミュニティ維持のための交通手段の確保	16	健康づくりの項目でも述べましたが、地域で暮らしてつづけるために必要なものとして、交通手段の確保があげられます。市民ワークショップでは、病院や買い物、公共施設をめぐる巡回バスや巡回タクシー、移動販売などの環境整備は、コミュニティを維持するためにも今後必要となるとの意見がありました。また、より高齢化が進み、運転免許証の返納が増加すれば、広い地域でコミュニティバス等の必要性が高まってきます。 コミュニティバス等の運行を維持するためには財源も必要ですが、ある程度の運賃を支払っても、市民が納得できる利便性の向上があれば、相応負担も了解を得られることもあります。市には財源と効果のバランス、市民が納得できるラインを見極め、継続性のある公共交通のあり方を検討してください。	・交通不便地域対策事業 ・公共交通生活路線維持事業	都市計画課	企画政策課 産業振興課 高齢者福祉課	持続可能な公共交通網の形成を目的に平成29年3月に佐倉市地域公共交通網形成計画を策定しました。本計画の基本方針のひとつに交通空白地域の解消を定め、移動手段を確保するため平成30年1月よりコミュニティバスを運行します。コミュニティバスは、民間の路線バスと共存していく必要があるため、運賃は民間を基準に設定します。 また、本計画では高齢者等の外出支援を重点課題のひとつとしています。移動販売車等も検討課題のひとつと捉えています。 移動販売車は利用者の利便性が高まるという点で日常的な買い物が困難な高齢者等にとって効果的であると考えられます。しかし、ネットスーパーや各種宅配サービスの普及や地域商店街等で事業を営む事業者に与える影響等を考慮し対応する必要があると考えます。
20	6	1まちづくりに対する市民の関心を高めます 2地域のまちづくり活動の環境を整備します 3市民活動の情報を推進する環境整備を行います 4地域コミュニティ活動への支援を行います 5コミュニティの活動拠点を確保します	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	4	地域コミュニティがより元気になるために ・地域を元気づけるための対策(市民ワークショップ提案)	17	市民ワークショップでは、地域コミュニティを元気づけるための対策として様々な提案がありました。市は、これらの声を受け止め、取組について研究してください。  ※〔市民ワークショップからの提案〕 ・集会所の建替え時に、町の将来像や住み良いコミュニティの場のあり方を地域住民が考えるきっかけを市が作ってはどうか。 ・「道の駅」を、皆が集う場、新たな交流の拠点、買い物・食事・健康づくりの拠点としてつくってほしい。財源がいるが、健康な市民を増やして介護保険や健康保険の支出を抑制し、それを必要な政策に当てるなど。 ・地域内の空き家を市民公益活動や地域活動へ利用する工夫。 ・公共施設のトイレを洋式化し、高齢者が地域参加しやすいまちづくりを。	・自治会等活動推進事業 ・コミュニティ環境整備事業	自治人権推進課	産業振興課 健康増進課 健康保険課 建築住宅課 資産管理経営室 高齢者福祉課	・市では集会所の建替え等につき補助金を交付しており、その申請手続において、しっかりと住民の意見を取りまとめるよう、地域にご案内をしております。 また、市では集会所の建物賃借料につき補助金を交付しており、自治会館を持たない地域などが、空き家などを活用して集会所とすることを支援しております。 ・道の駅的な観光拠点を設置することは、観光振興や地域経済の発展、そして交流人口の増加に向けてとても効果的であると考えております。今後、法的な規制への対応や財源の確保、実施手法などについて、関係機関や庁内関係課と連携を図り研究を進めてまいります。 ・公共施設については、老朽化対策に加え、多世代の地域参加の観点からも、活用に向けた対策が必要と考えております。各施設の状況に合わせ、大規模改修を行う際等、機を捉えてトイレの洋式化を進めたいと考えます。

## 部局との意見交換について（これまでの流れ）

評価 年度	事業 年度	委 員 会	懇話会			総合計画	
			任期	内容	部局との意見交換	計画期間	策定作業等
18				19年3月委嘱			
19	18	実施	1期	774の行政サービス事業から懇話会で133事業を絞り込み、各事業に意見		↑	
20	19	実施		・85基本施策に対し意見			第3次
21	20	実施	2期	・85基本施策に対し意見 ・実施計画事業298事業へ意見 ・補助事業について意見	全部局との意見交換	↓	次期総合計画 策定作業
22	21			・教育委員会所管の施策へ意見	教育委員会との意見交換		
23	22			・都市土木部所管の施策へ意見 ・実施計画事業18事業へ意見	都市部・土木部		
24	23	実施	・福祉部、健康こども部所管の施策へ意見（第1章）	福祉部・健康こども部	第4次 （前期） 5年間	平成25年度～ 実施計画見直し	
25	24		・防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課（市民部・産業振興部）所管の施策へ意見（2章・4章・6章）	市民部・産業振興部 （防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課）		↓	平成26年度～ 実施計画見直し
26	25		4期	・廃棄物対策課、道路維持課、道路建設課、人事課、企画政策課所管の施策へ意見（2章・5章・6章）	環境部、土木部、総務部、企画政策部		↓
27	26			・社会教育課、指導課、児童青少年課、学務課、文化課、行政管理課、広報課、音楽ホール、美術館、都市計画課所管の施策へ意見（3章・4章・5章）	教育委員会、都市部、健康こども部、総務部、企画政策部		
28	27		5期	・まち・ひと・しごと創世総合戦略8事業8施策へ意見 ・市民ワークショップ「健康づくり」「地域コミュニティ」へ意見		第4次（後期）4年間	平成29年度～ 実施計画見直し

意見交換 実施年度	所掌部局	章	意見対象施策数
21	各部局	全章	第3次総合計画85施策 実施計画298事業
22	教育委員会	3章	10施策 (第4次総合計画前期基本計画57施策のうち)
23	都市部・土木部	5章	7施策 (第4次総合計画前期基本計画57施策のうち)
24	福祉部・健康子ども部	1章	7施策 (第4次総合計画前期基本計画57施策のうち)
25	市民部(防災防犯課、自治人権推進課) 産業振興部(産業振興課)	2章 4章 6章	9施策 (第4次総合計画前期基本計画57施策のうち)
26	環境部(廃棄物対策課) 土木部(道路維持課、道路建設課) 総務部(人事課)、企画政策部(企画政策課)	2章 5章 6章	3施策 (第4次総合計画前期基本計画57施策のうち)
27	教育委員会(社会教育課、指導課、学務課、文化課、 音楽ホール、美術館)、都市部(都市計画課)、 健康子ども部(児童青少年課) 総務部(行政管理課)、企画政策部(広報課)	3章 4章 5章	6施策 (第4次総合計画前期基本計画57施策のうち)
28	企画政策課、産業振興課、農政課、 建築住宅課、子育て支援課、都市計画課、 危機管理室、生涯スポーツ課	1章 4章 5章	8施策 (第4次総合計画後期基本計画の重要施策29施策のうち) 交付金対象事業8事業

第4次総合計画後期基本計画 施策体系表

【資料4】

後期基本計画							【参考】前期基本計画					
No.	章	基本	評価 年度	基本施策名	取りまとめ推進課	関連課	まち・ひと・しごと総合戦略施策	章	基本 施策	基本施策名	取りまとめ主管課	関連課
1	1章	1	24	地域福祉活動の充実	社会福祉課	-	-	1章	1	地域福祉活動が盛んなまちにします	社会福祉課	
2	1章	2	28	市民の健康づくりの推進	健康増進課	健康保険課	3-(4)安心して子育てできる地域づくり 4-(2)「健康のまち佐倉」の推進	1章	2	市民の健康づくりを支えるまちにします	健康増進課	健康保険課
3	1章	3	24 28	子育て支援の充実	子育て支援課	児童青少年課	3-(2)出産や子育てに対する支援 3-(3)保育園待機児童の解消 3-(4)安心して子育てできる地域づくり	1章	3	健やかな親子づくりに取り組むまちにします	健康増進課	
								1章	4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	子育て支援課	児童青少年課
								1章	5	子どもが安全に暮らせるまちにします	児童青少年課	
								1章	6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	子育て支援課	南部児童センター
4	1章	4	24	高齢者支援の充実	高齢者福祉課	4-(1)高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備	1章	7	高齢者が安心して暮らせるまちにします	高齢者福祉課		
							1章	8	高齢者が生きがいを感じられるまちにします	高齢者福祉課		
							1章	11	安心して介護サービスを受けることができるまちにします	高齢者福祉課		
5	1章	5	-	障害者福祉の充実	障害福祉課	-	-	1章	9	障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします	障害福祉課	
6	1章	6	-	国民健康保険、後期高齢者医療の適正運用	健康保険課	-	4-(2)「健康のまち佐倉」の推進	1章	12	適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	健康保険課	
7	1章	7	-	生活困窮者支援の充実	社会福祉課	-	-	1章	13	生活困窮者の救済を行うまちにします	社会福祉課	
8	2章	1	-	自然環境の充実	環境政策課	-	-	2章	1	自然環境が保全されたまちにします	環境政策課	子育て支援課 指導課 教育総務課 公園緑地課
9	2章	2	26	生活環境の保全	環境政策課	生活環境課 廃棄物対策課	-	2章	2	地球環境に配慮したまちにします	環境政策課	
								2章	3	快適な生活環境が保たれたまちにします	廃棄物対策課	環境政策課 生活環境課
10	2章	3	25	消防・防災の充実	危機管理室	土木課 建築住宅課 市街地整備課	4-(7)災害に備えた体制整備・支援	2章	4	消防・救急体制が充実したまちにします	防災防犯課	
								2章	5	防災体制が整備されたまちにします	防災防犯課	土木河川課 市街地整備課 広報課
11	2章	4	25	防犯・交通安全・市民相談の充実	危機管理室	自治人権推進課 消費生活センター 道路維持課	3-(1)若い世代の経済的安定と結婚支援	2章	6	安全に暮らせるまちにします	防災防犯課	道路維持課
								2章	7	市民が気軽に相談できるまちにします	自治人権推進課	消費生活センター
12	3章	1	22 27	市民参加と学校・家庭・地域の連携推進	教育総務課	学務課 指導課 文化課	-	3章	1	市民が教育の主役になるまちにします	教育総務課	文化課
								3章	8	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	学務課	指導課 教育総務課
13	3章	2	22 27	佐倉学	社会教育課	指導課	-	3章	2	佐倉学を推進します	社会教育課	指導課
14	3章	3	22	生涯学習の推進	社会教育課	中央公民館 和田公民館 臼井公民館 弥富公民館 志津公民館 佐倉図書館 佐倉南図書館 志津図書館	4-(4)市民の学習・文化活動の支援推進	3章	3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	社会教育課	中央公民館 和田公民館 臼井公民館 弥富公民館 志津公民館 佐倉図書館 佐倉南図書館 志津図書館
15	3章	4	22 27	青少年育成の充実	社会教育課	児童青少年課	3-(4)安心して子育てできる地域づくり	3章	4	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	社会教育課	児童青少年課
16	3章	5	22	学校環境の整備	教育総務課	指導課 学務課	-	3章	5	教育環境の整備を行います	教育総務課	指導課 学務課
17	3章	6	22	学力向上の推進	指導課	教育センター 教育総務課 学務課	4-(9)市南部地域対策の推進	3章	6	確かな学力が向上するまちにします	指導課	教育センター 教育総務課 学務課
18	3章	7	22	心の教育の推進	指導課	市民音楽ホール 教育センター 美術館	3-(5)地域の特色を活かした教育の推進	3章	7	心の教育が充実したまちにします	指導課	市民音楽ホール 教育センター 美術館
19	3章	8	22	健康教育の推進	指導課	-	3-(5)地域の特色を活かした教育の推進	3章	9	健康教育を推進するまちにします	指導課	
20	3章	9	28	スポーツの推進	生涯スポーツ課	社会教育課	2-(5)スポーツを活用した活性化の推進	3章	10	スポーツが日常化したまちにします	生涯スポーツ課	社会教育課
21	3章	10	-	大学等の高等教育機関との連携・協力	企画政策課	-	-	-	-	【新設】	-	-

第4次総合計画後期基本計画 施策体系表

【資料4】

後期基本計画							【参考】前期基本計画					
No.	章	基本	評価 年度	基本施策名	取りまとめ推進課	関連課	まち・ひと・しごと総合戦略施策	章	基本 施策	基本施策名	取りまとめ主管課	関連課
22	4章	1	28	農業の活性化	農政課	農業委員会	1-(5)6次産業化の取組の推進 1-(6)農業経営の安定強化 1-(7)担い手の育成支援 2-(4)都市と農村の交流促進 4-(8)農業の多面的機能の維持保全活動の推進	4章	1	力強い農業ができるまちにします	農政課	農業委員会
								4章	2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	農政課	
23	4章	2	25 28	商工業の活性化	産業振興課	-	1-(1)企業誘致の推進 1-(2)既存企業の新たな展開の促進 1-(3)起業の促進 1-(4)市内雇用拡大・就業支援	4章	3	商店街が元気なまちにします	産業振興課	
								4章	4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	産業振興課	
								4章	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	産業振興課	
24	4章	3	25	雇用の安定化	産業振興課	-	-	4章	6	雇用が安定したまちにします	産業振興課	
25	4章	4	25 28	観光の振興	産業振興課	-	2-(1)シティプロモーションの推進 2-(2)観光客誘致のための取組の実施	4章	7	住んでよし、訪れてよしのまちにします	産業振興課	
26	4章	5	27	歴史・文化資産の保全・活用	文化課	行政管理課	2-(3)歴史文化遺産を活かした来訪者の増加	4章	8	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	文化課	行政管理課
27	4章	6	27	芸術・文化の振興	文化課	市民音楽ホール 美術館	4-(4)市民の学習・文化活動の支援推進	4章	9	芸術文化活動の盛んなまちにします	文化課	市民音楽ホール 美術館
28	5章	1	23	都市計画の推進	都市計画課	市街地整備課 自治人権推進課	2-(8)良好な景観の地域づくりの推進 4-(6)鉄道駅周辺の都市機能に関する検討	5章	1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	都市計画課	市街地整備課 自治人権推進課
29	5章	2	23 28	住宅・住環境の整備	建築住宅課	-	2-(6)転入促進や転出抑制につながる住宅施策の実施 2-(7)地域毎の課題に応じた住宅施策の実施	5章	2	住環境が良好なまちにします	建築住宅課	
30	5章	3	23 26 27	交通環境の整備	土木河川課	企画政策課 都市計画課 道路維持課 道路建設課	4-(5)地域にあった交通手段の確保 4-(9)市南部地域対策の推進	5章	3	道路環境が充実した安全で快適なまちにします	土木河川課	道路維持課 道路建設課
								5章	7	公共交通機関が利用しやすいまちにします	都市計画課	企画政策課
31	5章	4	-	上水道の安定供給	経営企画課	企画政策課 生活環境課	-	5章	4	安定した水の供給を行います	上下水道部	企画政策課 生活環境課
32	5章	5	23	下水道の整備	経営企画課	土木河川課 生活環境課 農政課	-	5章	5	生活環境の改善を推進するまちにします	上下水道部	土木河川課 生活環境課 農政課
33	5章	6	23	公園・緑地の整備	公園緑地課	-	2-(3)歴史文化遺産を活かした来訪者の増加 2-(5)スポーツを活用した活性化の推進	5章	6	花とみどりのまちにします	公園緑地課	
34	6章	1	25	地域コミュニティの醸成	自治人権推進課	-	4-(3)地域のまちづくり・コミュニティ活動の環境整備 4-(4)市民の学習・文化活動の支援推進	6章	1	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	自治人権推進課	産業振興課
								6章	2	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	自治人権推進課	
35	6章	2	-	人権の擁護	自治人権推進課	指導課 社会教育課	-	6章	3	お互いの人権を尊重しあうまちにします	自治人権推進課	指導課 社会教育課
36	6章	3	-	男女平等参画の推進	自治人権推進課	児童青少年課	-	6章	4	男女がともに参画できるまちにします	自治人権推進課	児童青少年課
37	6章	4	-	平和・国際化の対応の推進	広報課	-	-	6章	5	一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	広報課	
								6章	6	国際化推進のまちにします	広報課	
38	6章	5	-	市の情報発信、市民意見の反映	広報課	秘書課 行政管理課 情報システム課	-	6章	7	誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	広報課	秘書課 行政管理課 情報システム課
								6章	8	適正な行政運営の確立に努めます	企画政策課	人事課
39	6章	6	26	行政運営の適正化	企画政策課	企画政策課 人事課 行政管理課 収税課 市民税課 資産税課 情報システム課 市民課	-	6章	9	健全な財政運営を進めます	財政課	企画政策課 収税課 市民税課 資産税課
								6章	11	市民サービスの利便性の向上に努めます	市民課	ミレニアムセンター 自治人権推進課 和田ふるさと館 情報システム課 契約検査室 市民課 行政管理課 企画政策課
40	6章	7	-	資産管理の適正化	資産管理経営室	-	-	6章	10	次世代に良質な資産を引き継ぎます	資産管理経営室	契約検査室

28年度評価対象		基本 目標	施策名	具体的事業	後期基本施策			【参考】前期基本施策		
まひし 施策評価	市民ワーク ショップ				章	基本 施策		章	基本 施策	
○		1 「産業 経済 の活 性化 を 図 り、 佐 倉 に 安 定 し た	(1)企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の立地条件や優位性、産業用地の条件等に関する情報発信とセールス活動の実施</li> <li>企業誘致助成制度の拡充／市庁内誘致体制整備</li> <li>企業誘致助成制度による工業団地や佐倉インターチェンジ周辺、国道51号沿い等における工場や流通業務施設等の誘致促進</li> <li>新たな産業用地の開発に向けた調査及び検討</li> </ul>	4	2	商工業の活性化	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
			(2)既存企業の新たな展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援</li> <li>市内工業団地立地企業の今後の展開等に係る意向調査の実施</li> </ul>	4	2	商工業の活性化	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
			(3)起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業者に対する経営アドバイスや講座の開催、融資等の支援</li> <li>「商店街空き店舗等出店促進補助金」の活用による起業支援</li> <li>インキュベーション施設の設置に係る検討</li> </ul>	4	2	商工業の活性化	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
								4	3	商店街が元気なまちにします
			(4)市内雇用拡大・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業に対する市内雇用拡大に向けた支援</li> <li>佐倉市を中心とした求人情報提供、職業相談、紹介</li> <li>子育てお母さんの再就職支援(講座等)</li> <li>中高年等の就業支援(講座等)</li> </ul>	4	2	商工業の活性化	4	5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
								4	4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
○			(5)6次産業化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合化事業計画の認定支援</li> <li>農畜産物の高付加価値化や新商品の開発、生産又は需要の開拓等への支援</li> <li>地域農畜産物の市内消費拡大の推進</li> </ul>	4	1	農業の活性化	4	1	力強い農業ができるまちにします
		(6)農業経営の安定強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地利用集積による経営規模拡大の支援</li> <li>生産・流通の効率化・低コスト化の支援</li> <li>水田フル活用の支援(飼料用米やWCSの推進)</li> <li>耕畜連携による収益性向上の支援</li> </ul>	4	1	農業の活性化	4	1	力強い農業ができるまちにします	
○		(7)担い手の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農支援(営農・生活の両面からの支援)</li> <li>後継者の育成支援(認定農業者への認定支援)</li> </ul>	4	1	農業の活性化	4	1	力強い農業ができるまちにします	

28年度評価対象		基本 目標	施策名	具体的事業	後期基本施策			【参考】前期基本施策		
まひし 施策評価	市民ワーク ショップ				章	基本 施策		章	基本 施策	
		2 佐倉の魅力を発信し、新しい「ひと」の流れをつくりまします	(1)シティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種メディアへの積極的な売り込みやロケの受入れによる佐倉のイメージアップとブランド力の強化</li> <li>定住パンフレットの作成・配架／佐倉市のブランド化、魅力発掘に繋がる事業の実施</li> <li>定住・交流人口増加のためのイベントの開催(パンフレットの配布、物産・農産物のPR、移住・就農相談等の実施)</li> </ul>	4	4	観光の振興	4	7	住んでよし、訪れてよしのまちにします
○			(2)観光客誘致のための取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光案内所やインターネット、各種メディアを活用した観光情報(多言語によるものを含む)の発信</li> <li>観光イベントの開催や各種観光企画事業等に対する支援</li> <li>花を活用したイベントの充実</li> <li>「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」に基づく印旛沼周辺地域の整備推進(印旛沼周辺における観光拠点の回遊性の向上を含む)</li> <li>観光振興に関する調査及び事業の実施</li> <li>佐倉にゆかりのあるアニメ・漫画等を活用した観光客増加策の実施</li> </ul>	4	4	観光の振興	4	7	住んでよし、訪れてよしのまちにします
			(3)歴史文化遺産を活かした来訪者の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史文化遺産を回遊できる事業の実施、誘致及び支援(新町周辺等)</li> <li>HP・リーフレット等を通じた「歴史のまち佐倉」の情報発信</li> </ul>	4	5	歴史・文化資産の保全・活用	4	8	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします
					5	6	公園・緑地の整備	5	6	花とみどりのまちにします
			(4)都市と農村の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業体験農園等都市と農村の交流促進</li> <li>農業や農地を活かした交流活動の推進</li> </ul>	4	1	農業の活性化	4	2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします
	○		(5)スポーツを活用した活性化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩名運動公園等を活用したイベント等の開催</li> </ul>	3	9	スポーツの推進	3	10	スポーツが日常化したまちにします
					5	6	公園・緑地の整備	5	6	花とみどりのまちにします
○			(6)転入促進や転出抑制につながる住宅施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者世帯等の親との近居・同居の住み替え支援</li> <li>中古住宅リフォーム支援事業</li> <li>空き家等を活用した移住者支援</li> </ul>	5	2	住宅・住環境の整備	5	2	住環境が良好なまちにします
		(7)地域毎の課題に応じた住宅施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>団地再生モデル事業等地域活性化につながる住宅施策の推進</li> </ul>	5	2	住宅・住環境の整備	5	2	住環境が良好なまちにします	
		(8)良好な景観の地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観に関わる情報交流・情報発信の推進</li> <li>良好な景観づくりの取組みに対する支援</li> </ul>	5	1	都市計画の推進	5	1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	



28年度評価対象		基本 目標	施策名	具体的事業	後期基本施策			【参考】前期基本施策		
まひし 施策評価	市民ワーク ショップ				章	基本 施策		章	基本 施策	
		3 若い世代の結婚・ 出産・子育ての希望を 叶えます	(1)若い世代の経済的安定と結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者に対する結婚相談や出会い・結婚に向けた支援</li> <li>若者に対する職業相談やセミナーの開催</li> </ul>	2	4	防犯・交通安全・市民相談の充実	2	7	市民が気軽に相談できるまちにします
○			(2)出産や子育てに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども総合窓口の設置</li> <li>子育て世代に対する包括的支援の実施</li> <li>子育てコンシェルジュの充実</li> <li>子育て世代に対する経済的負担の軽減(児童手当や医療費助成、幼稚園就援奨励費)</li> <li>子育て支援等に関する情報提供の充実</li> </ul>	1	3	子育て支援の充実	1	4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
○			(3)保育園待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育定員の拡大(保育園、認定こども園、地域型保育事業の積極的整備)</li> </ul>	1	3	子育て支援の充実	1	4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
	○		(4)安心して子育てできる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児初期急病診療所の維持・充実</li> <li>災害時における妊産婦・乳幼児のための支援物資の備蓄</li> <li>ファミリーサポートセンター事業の実施</li> </ul>	1	2	市民の健康づくりの推進	1	10	地域医療が充実し、市民が安心して暮らせるまちにします
					1	3	子育て支援の充実	1	6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
		(5)地域の特色を活かした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「佐倉学」の推進</li> <li>自校式給食を活用した食育の推進</li> </ul>	3	8	健康教育の推進	3	9	健康教育を推進するまちにします	
				3	7	心の教育の推進	3	7	心の教育が充実したまちにします	

28年度評価対象		基本 目標	施策名	具体的事業	後期基本施策			【参考】前期基本施策		
まひし 施策評価	市民ワーク ショップ				章	基本 施策		章	基本 施策	
		4 将来にわたって住み続けたいと思える「まち」をつくりたい	(1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築</li> <li>介護予防の推進</li> <li>多様な生活支援サービスの充実</li> <li>認知症施策の推進</li> </ul>	1	4	高齢者支援の充実	1	7	高齢者が安心して暮らせるまちにします
	○		(2) 「健康のまち佐倉」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種がん検診の推進</li> <li>特定健康診査(健康診査)・特定保健指導の推進</li> <li>人間(脳)ドック助成の推進</li> <li>生活習慣病重症化予防の推進</li> </ul>	1	2	市民の健康づくりの推進	1	2	市民の健康づくりを支えるまちにします
	○		(3) 地域のまちづくり・コミュニティ活動の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会、町内会の活動が活性化するための支援</li> <li>地域社会における各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対する支援</li> <li>市民活動の情報交流を推進する環境整備</li> <li>自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、大学、行政の連携・協働の環境整備</li> </ul>	6	1	地域コミュニティの醸成	6	1	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
					6	1	地域コミュニティの醸成	6	2	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
			(4) 市民の学習・文化活動の支援推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館、図書館、音楽ホール、美術館、コミュニティセンターにおける学習環境整備と学習機会の提供</li> <li>大学等の教育機関の誘致</li> </ul>	6	1	地域コミュニティの醸成	6	11	市民サービスの利便性の向上に努めます
					3	3	生涯学習の推進	3	3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします
					4	6	芸術・文化の振興	4	9	芸術文化活動の盛んなまちにします
○			(5) 地域にあった交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通不便地域に対する交通手段の確保</li> <li>バス路線が確保できるように要望するとともに既存路線の維持などのための支援</li> </ul>	5	3	交通環境の整備	5	7	公共交通機関が利用しやすいまちにします
			(6) 鉄道駅周辺の都市機能に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>各駅周辺に関する調査、分析の実施</li> </ul>	5	1	都市計画の推進	5	1	個性が活きる、住み続けたいまちにします
		(7) 災害に備えた体制整備・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備</li> <li>自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対する支援</li> </ul>	2	3	消防・防災の充実	2	4	消防・救急体制が充実したまちにします	
				2	3	消防・防災の充実	2	5	防災体制が整備されたまちにします	
		(8) 農業の多面的機能の維持保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動組織の立ち上げ支援</li> <li>地域活動組織の活動支援(多面的機能支払交付金の活用)</li> </ul>	4	1	農業の活性化	4	2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	
		(9) 市南部地域対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民との意見交換会の継続的な実施</li> <li>地域住民の意見を踏まえた定住・交流人口増加策の具体化・実施</li> </ul>	3	6	学力向上の推進	3	6	確かな学力が向上するまちにします	
				5	3	交通環境の整備	5	3	道路環境が充実した安全で快適なまちにします	

## 平成29年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案）

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月 (午後1時30分～)	第1回 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度行政評価の報告</li> <li>・平成29年度の行政評価について (ワークショップ実施対象施策の選択)</li> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略施策評価について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
8月	第2回 (※)	まち・ひと・しごと創生総合戦略施策評価① (約7～9 施策/29 施策中)
9月	第3回 (※)	まち・ひと・しごと創生総合戦略施策評価② (約7～9 施策/29 施策中)
9月～10月	第4回 (※)	まち・ひと・しごと創生総合戦略施策評価③ (約7～9 施策/29 施策中)
10月(土日) (午前9時30～)	第5回	市民ワークショップ テーマ①
11月(土日) (午前9時30～)	第6回	市民ワークショップ テーマ②
12月	第7回	平成29年度の行政評価について(意見交換)
1月	第8回	意見書のとりまとめ
2月	第9回	意見書提出

(※) オブザーバー4名(産・金・労・言)参加

★1回目終了後、行政視察(印旛沼周辺施設)を予定

★市民ワークショップは各1回で完結を想定。